

日本国憲法に自衛隊を明記することを求める意見書

我が国を取り巻く安全保障環境は、戦後最も厳しく複雑な状況にある中で、自衛隊は、国民の生命及び財産並びに我が国の領土、領海及び領空を守るとともに、大規模災害への対応や国際平和協力活動等、多岐にわたる任務を遂行している。

このように、自衛隊は我が国の平和と安全を守る重要な役割を担っている一方、日本国憲法にはその存在が規定されておらず、法的地位をめぐる議論が長年にわたり続いている。

自衛隊の存在を憲法に明確に位置づけることは、国民の理解と信頼を一層深めるとともに、日々職務に精励する自衛隊員の名誉と誇りを守るためにも重要である。

よって、国会におかれては、日本国憲法に自衛隊を明記することに向けて、憲法審査会において議論を進め、国民的議論を喚起することを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 1 0 月 2 日

岡山県議会

(提 出 先)

内 閣 総 理 大 臣
法 務 大 臣
防 衛 大 臣
内 閣 官 房 長 官
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長